

**令和4年度文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究
委託業務 仕様書**

1. 事業名

令和4年度文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究委託業務

2. 目的

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造性と感性、コミュニケーション能力など、人間にとって重要な資質を形成する。とりわけ、子供たちが文化芸術を鑑賞・体験することは、豊かな「創造力・想像力」の育成に大きな効果があることから、文化庁は、義務教育期間中に、子供たちが文化芸術の鑑賞・体験ができるような環境を整えることを目指している。

本調査研究では、過年度調査（令和3年度「文化芸術による子供育成総合事業に関する調査研究」等）を踏まえつつ、全国の小学校・中学校における子どもの文化芸術の鑑賞・体験機会の状況について継続的に把握する。

また、学校における芸術教育の今後の方向性を検討するにあたり、学校の芸術教育カリキュラム内で実施する芸術団体・アーティスト等による文化芸術の鑑賞・体験機会の実施概要（実施内容、実施方法・体制、実施にあたっての工夫等）を把握する。さらにその中で得られた好事例を広く他の小・中学校等の参考になるよう取りまとめる。

3. 成果物

（1）紙媒体10部

※内容については文化庁と協議すること。

※印刷物として納品し、用紙サイズはA4縦版、横書きとすること。

（2）電磁的記録媒体（DVD-ROM）1枚

※（1）の内容をデータ化したものを提出すること

本事業報告書 参考：文化庁ホームページ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kodomo/ikuseijigyo_kensho/

4. 調査（委託契約）期間

契約締結日 ～ 令和5年3月31日

5. 納入期限

・最終報告書 令和5年3月31日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
芸術教育推進係

7. 調査内容

（1）全国の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の実態把握

全国の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の実態について、地方公共団体や小

中学校などの事業主催団体ごとに、その実施状況を把握する。

また、量的な充足状況に加えて、提供される文化芸術事業の質的な側面も検証するため、子供の文化芸術鑑賞・体験事業の具体的な内容や乗り越えるべき課題の整理、その解決に向けた取組の方向性を検討する際の情報を整理・把握する。

加えて、新型コロナウイルス感染症が国内外の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験機会に与えた影響と各国・地域における新型コロナウイルス感染症への対策や取り組みについても情報を整理・把握する。

(2) 今後の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の更なる拡充に向けた方策の検討

小・中学校における授業時間数の確保や予算等の要因によって、子供の文化芸術鑑賞・体験機会を確保・拡充していくことが課題となっている。そうした状況に対して、現在子供を対象にした文化芸術の鑑賞・体験機会を提供している事例のうち、「授業時間・予算等のリソースが限られている中で、教育課程の中で行うということに位置づけるなど、文化芸術鑑賞・体験機会を通して教育活動の質を向上させるための工夫を実施している事例」を抽出し、その取組内容・工夫等についてヒアリング調査を実施し、今後、小・中学校等が参考にできるようとりまとめる。

また、芸術教科科目を中心とした教科等横断的な学習を実施している実践例についても併せてヒアリング調査し、取組内容・取組上の課題等について把握し、今後の我が国における展開・普及等の可能性についてとりまとめる。

8. 調査方法

(1) アンケート調査

過年度調査での検討内容を踏まえて、全国の小・中学校（市区町村（全国市町村数 参考：総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>）ごとに、小・中学校をそれぞれ2校ずつ選定）を対象にアンケート調査結果を過年度調査での内容を踏まえてとりまとめを行う。を実施、全国の小・中学校における文化芸術活動の鑑賞・体験の実態を把握するとともに、学校数を基にした文化芸術の鑑賞・体験機会の実施状況の推計を行う。

また、「文化芸術による子供育成推進事業」（以下、「本事業」という）を活用している小・中学校を対象にカリキュラムとの位置づけ・関係や本事業を通して教育活動の質を向上させるための工夫、直面している課題等を把握する。

さらに、新型コロナウイルス感染症による令和3年度の文化芸術の鑑賞・体験事業の実施状況への影響の有無及び影響の内容について調査をする。

その他、各学校における文化部活動の実施状況と地域への移行状況について確認する。

○調査対象：

小・中学校（市区町村ごとに、小・中学校をそれぞれ2校ずつ選定する）

○調査項目：

- ① 子供を対象にした文化芸術鑑賞・体験に係る事業の実施内容
- ② 上記①に係る費用負担の別（保護者負担、自治体負担、国負担、その他）
- ③ 上記①②を踏まえて、学校数を基にした文化芸術の鑑賞・体験機会の実施状況及び費用負担別の推計

④ 新型コロナウイルス感染症による令和3年度の文化芸術の鑑賞・体験事業の実施状況への影響の有無およびその影響の内容

○留意事項：

ウェブ上で回答可能な形式を構築し、学校から要望があれば Word ファイル等の電子媒体で回答可能な方法で対応する。個人情報扱うことから、アンケートのウェブサイトの情報セキュリティは十分な水準とすること。また、調査対象からアンケート等に関する問い合わせを受ける専門の窓口を用意すること。

(2) 文化芸術の鑑賞・体験機会に関する事例ヒアリング調査

現在、子供を対象にした文化芸術の鑑賞・体験機会を提供している事例のうち、「時間・人員・予算等のリソースが限られている中で、カリキュラムと紐づけるなど、文化芸術鑑賞・体験機会を通して、教育活動の質を向上させるための工夫を実施している事例を対象にヒアリング調査（10件程度）を実施する。ヒアリング調査の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、オンライン会議システム等を用いる等、調査対象者への負担を最小化するよう努めること。

なお、対象事例の抽出にあたっては、本事業事務局団体及び文化庁と協議し、本事業令和2年度に巡回公演している文化芸術団のなかで、上述の観点から先進的な取り組みを実施している事例を抽出する。加えて、本事業以外の事例についても幅広く抽出する観点から、過去や2(2)アのアンケート調査で把握された事例も対象とする。

（調査者については、1～2名程度、文化芸術分野に関するヒアリング調査を実施した実績を有するものを配置すること）

○調査対象：

- ①本事業（令和3年度巡回公演事業等）の文化芸術団体
- ②2(2)アのアンケートから把握された事例や、過年度調査実績等で参考になるもの（小・中学校等）とする。なお、調査対象については、文化庁の協議の上、決めるものとする。

○調査項目：

- ①事業の概要（具体的な文化芸術事業の内容、実施目的、実施体制、事業費、参加人数、実施頻度、主催団体・連携主体等）
- ②当該事業を通して、教育活動の質を向上させるために実施している工夫、本事業と教育課程上の位置づけ・関係（本事業をどの科目の中で実施しているか、単元との紐づけ等はどのように行っているか等）、事業を継続的に実施するにあたって直面している課題等

9. 事業規模

事業規模は、44,000千円程度とする。

10. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。

- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
 - ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
 - ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
 - ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究」委託業務に関する技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究」委託業務総合評価基準に基づくものとする。
- (2) 要求要件の詳細
- 1 事業の実施方針
 - 1-1 内容の妥当性、独創性
 - * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した本事業の趣旨、目的（質の高い研修が行える指導体制の構築）を実現する上で、他の教育関係機関（芸術系大学等）と連携し、具体的な成果目標をもって、事業実施計画が立てられていれば加点する。〕
 - * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。
 - 1-2 方法の妥当性、独創性
 - * 1-2-1 アンケート調査等の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
 - * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。
 - 1-3 作業計画の妥当性、効率性
 - * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕
 - 2 組織の経験・能力
 - 2-1 組織の類似事業の経験
 - * 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似の実績内容により別途加点する。〕
 - 2-2 組織の実施能力
 - * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
 - * 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、事業実施の方法、内容等について他の教育関係機関（芸術系大学等）との連携が具体的に示され、体制が充実していれば加点する。
 - * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
 - 2-3 事業に当たってのバックアップ体制
 - * 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。
 - 3 事業従事予定者の経験・能力
 - 3-1 事業従事予定者の類似業務の経験
 - * 3-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔事業従事予定者が過去に研修の運営をした実績があれば加点する。〕
 - 3-2 事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性
 - * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
 - * 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。
 - 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
 - 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組
 - * 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に

基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

* 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2において3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

* 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2において3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1.1. 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検査とする。

1.2. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1.3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1.4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

15. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする